

公の施設指定管理制度導入に対する評価

評価期間: 令和5年4月1日～令和6年3月31日

施設名	徳島市夜間休日急病診療所		
指定管理者	一般社団法人徳島市医師会	担当課	健康福祉部 健康長寿課
指定期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日	公募・非公募の別	非公募(指定)
施設の所在地	徳島市沖浜東2丁目16番地	事業の概要	夜間休日急病診療所(内科・小児科)、診療日毎日、診療時間(休日等):9:00～12:30・13:30～17:00・18:00～22:30、休日等以外の日:19:30～22:30)
施設の概要	夜間休日急病診療所(一次救急)(内科・小児科)、診療室4室、処置室、待合室、薬局、レントゲン室、便所、スタッフルーム等、ふれあい健康館1階の一部(327.56㎡)		

	項目名	令和4年度	令和5年度	項目名	令和4年度	令和5年度
利用状況に関する事	利用者数等	7,602人	16,194人	自主事業参加人数	0人	0人
	利用回数	7,602回	16,194回	事業開催数	0回	0回
収支状況に関する事	指定管理料	0千円	0千円	人件費	108,845千円	130,770千円
	利用料収入	92,000千円	221,628千円	管理費	27,907千円	74,881千円
	その他収入	44,357千円	886千円	その他	82千円	203千円
	収入実績(総額)	136,357千円	222,514千円	支出実績(総額)	136,834千円	205,854千円

評価基準・評価項目	指定管理者自己評価コメント	担当課評価	
施設管理体制	(1) 法令等遵守 (2) 職員配置 (3) 職員研修 (4) 利用促進の取組み (5) 設備・備品管理 (6) 安全管理体制 (7) 緊急時の体制	医師法を遵守し、徳島市夜間休日急病診療所条例に基づき運営をしており、365日の診療に必要な人員の確保に努めている。 運営委員会、運営協議会を開催し、診療所の運営及び業務について、また設備、備品の更新や医薬品の採用等について協議を行っている。また、徳島市との連絡会を開催し、状況の報告や課題について協議した。 急病診療所のポスターやチラシ、徳島市医師会ホームページにて利用案内をしており、徳島市の発行する「あんしん」「さんぽ」等の冊子にも案内を掲載している。 新型コロナウイルスに対し、アクリル板を設置したり防護服等の着用等の感染対策など、安全に業務を行うように努めている。また、不測の事態に備えて保険にも加入している。 緊急時に備え、緊急連絡フローチャートを作成している。	A
利用者に関する業務	(1) 利用状況 (2) 平等な利用 (3) 利用料金 (4) 接客対応 (5) 個人情報保護 (6) サービス向上の取組	インフルエンザが流行したことにより、患者数は増加した。 来院された患者さんには、受付システムで番号を渡し、番号順に診察の案内を行っている。利用料金は、定められた診療報酬を遵守している。 職員は個人情報の保護に関する誓約書を提出し、患者さんをはじめ業務で得た個人情報の取扱いには十分注意している。 患者さんが待ち人数や待ち時間の目安が分かるように、インターネットにて公開している。マイナンバーカードを保険証として利用できるようになった。	A
施設設備維持	(1) 保守点検業務 (2) 清掃等維持管理業務 (3) 修繕等維持管理	レントゲン保守管理業務(エックス線量測定)、CRP血球計算機保守管理業務、ORCA保守管理業務、清掃業務、医療廃棄物処理業務、施設応急修繕等委託業務をそれぞれ業者へ委託しており、徳島市へも再委託の届出をしている。	A
実施事業	(1) 企画運営事業 (2) 自主事業	一般社団法人徳島市医師会は、徳島市や関係機関と連携し、子どもから高齢者まですべての地域住民の健康を守るために、各種がん検診の受診率向上、予防接種の接種率向上、糖尿病予防、防災・感染症対策等に努めている。 当会では令和5年度は、市民啓発として前立腺がん、大腸がん、胃がん、糖尿病、COPD、もの忘れ、在宅医療等をテーマとした市民公開講座を開催した。なお例年、急病診療所会計の剰余金の範囲内で、費用の一部を市民のための事業費として支出している。	A
経理状況	(1) 施設収支状況 (2) 指定管理者経営状況 (3) 経費の縮減	H30年度～R4年度の平均患者数10,591人に対して令和5年度は52.8%増(16,194人)と新型コロナウイルス流行以前の数値となったことに伴い収入が増加し黒字に転換している。	A
評価基準	S:優れている(協定書、仕様書、事業計画書より優れた管理が行われた。) A:適正に管理されている(協定書、仕様書、事業計画書に沿った管理が行われた。) B:一部に改善を要する(協定書、仕様書、事業計画書に記載の一部が実施されなかった。) C:多くに改善を要する(協定書、仕様書、事業計画書に記載の多くの内容が実施されなかった。)		

担当課総合評価コメント	総合評価
診療所は、徳島市の夜間・休日における初期救急医療機関の拠点施設として1年間休むことなく開設し、適正に運営・管理されている。診療所の職員は、医師法等の各種法令を遵守し、患者に対して適切な診療等を行っている。	A
総合評価基準	S:優れている(各評価基準ごとの担当課評価にSがあり、その他はAである。) A:適正に管理されている(各評価基準ごとの担当課評価が全てAである。) B:一部に改善を要する(各評価基準ごとの担当課評価にBがあり、Cはない。) C:多くに改善を要する(各評価基準ごとの担当課評価にCがある。)